

# 徳島県エコファーマーマーク制定要領

## (目的)

- 第1 持続的で環境にやさしい農業を目指すエコファーマーの認知度向上及び一層の普及・拡大や、消費者に対する情報発信を図ることを目的として、徳島県エコファーマーマーク（以下「エコマーク」という。）を制定する。

## (定義等)

- 第2 この要領においてエコファーマーとは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）のうち、法第2条第4項第1号に規定された事業活動について、知事の認定を受けた者をいう。

なお、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の規定により、知事が持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を認定した農業者については、経過措置の存続期間に限りエコファーマーと認める。

- 2 この要領においてエコマークとは、別紙1に定めたマークに、第3の3に定める必要事項を記載したものをいう。

## (エコマークの使用)

- 第3 エコマークを使用できる者は、エコファーマーであって、実施計画に基づいて農業生産に取り組む農業者とする。

- 2 エコマークは、実施計画に基づいて生産された農産物に貼付するシール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

- 3 エコマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、エコマークの近傍に、徳島県エコファーマー認定番号（以下「認定番号」という。）若しくは使用者氏名又はその両方を明記するなどの方法により、使用者が特定できるようにしなければならない。

ただし、出荷組織等で出荷者全員がエコファーマーの場合は、出荷組織名等の記載をもって代えることができる。

- 4 使用者は、主に導入した技術の内容を併せて記載できるものとする。

- 5 エコマークの印刷等の経費は、使用者が負担することとする。

なお、本県エコファーマーが、エコマークを展示会及び見本市等で一時的に使用する場合に、県が作成するエコマークを提供する場合がある。

- 6 使用者は、消費者等に誤解を与えるような方法でエコマークを表示してはならない。

## (エコマーク使用に関する手続き及び情報の公開)

- 第4 使用者は、農産物の出荷及び販売を開始する14日前までに、様式第1-1号により徳島県エコファーマーマーク使用届出書を所轄の農業支援センターを經由して知事に提出するものとする。

- 2 届出を受けた知事は、使用者に様式第2号による受理書を送付するとともに、受理書の写しを農業支援センター所長及び当該使用者の住所地を所管する市町村長（以下「市町村長」という。）に送付する。

- 3 使用者は、徳島県ホームページ上で次の項目について公開することに同意するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 徳島県エコファーマー認定番号
- (4) 導入技術と品目名

(5) 第7によるエコマークの使用禁止の措置を受けた場合はその期間

4 第3の3により、出荷組織等でエコマークを使用しようとするときは、使用者を出荷組織等の代表者とすることができる。

この場合、代表者は当該出荷組織等に参加するエコファーマー（以下「参加者」という。）の一覧表を使用届出書に添付して提出するものとする。

なお、参加者を変更する場合は、その都度届出書を提出するものとする。

5 使用者が事情によりエコマークの使用を廃止する場合は、様式第1-2号により徳島県エコファーマーマーク使用廃止届を所轄の農業支援センターを経由して、知事に届け出るものとする。

(栽培記録及びエコマークの使用状況報告)

第5 使用者は、当該農産物の栽培について、播種・定植の時期及び農薬等資材の使用についての栽培記録を作成し、当該農産物の出荷が終了した日から2年間保管しなければならない。

2 知事は使用者に対して当該農産物の栽培状況及びエコマークの使用状況について報告を求めることができる。

3 使用者は第5の2による報告を求められた場合は、その日から10日以内に様式第3号に第5の1の栽培記録を添付して知事に報告しなければならない。

(使用者の責任)

第6 使用者がエコマークを使用することによって生じたトラブルは、使用者自らがその責任を負うものとする。

(エコマークの使用禁止)

第7 知事は、使用者が次のいずれかの項目に違反し、又は、この要領を遵守していることが確認できない場合は、その日から2年間エコマークの使用を禁止することができる。

(1) 第5の3のエコマーク使用状況報告書を提出せず、知事から再度提出を求められた日から20日以内に提出しないとき。

(2) 第5の3のエコマーク使用状況報告書に添付された栽培記録に虚偽の記載があったことを知事が確認したとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事が第7の1によりエコマークの使用を禁止したときは、使用者、農業支援センター所長、市町村長に通知するとともに、第4の3により、エコマーク使用の禁止期間を公開するものとする。

(加工品)

第8 加工品へのエコマークの使用については、農産物原料の全量がエコマークによる表示が可能な場合であって、エコファーマー自らが使用する場合に限り、エコマークの使用を認めるものとする。

(その他)

第9 この基準に定めるもののほか、エコマークの使用に関して必要な事項については別に定めることができる。

2 知事は第9の1により、エコマーク使用に関して必要な事項を定めたときは、使用者に対して通知するものとする。

附 則  
この要領は、平成14年10月10日から施行する。

附 則  
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、平成23年4月21日から施行する。

附 則  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年6月1日から施行する。

徳島県知事 殿  
 （地域農業支援センター経由）

届出者 住 所  
 電 話  
 氏 名  
 認定番号

徳島県エコファーマーマーク使用届出書

徳島県エコファーマーマーク（以下「エコマーク」という。）を使用したいので、徳島県エコファーマーマーク制定要領第4の1に基づき、次のとおり届け出ます。

エコマーク使用 農産物名	使用期間	エコマークの使い方	主な出荷先と主な小 売店舗（店舗名）等	出荷期間 及び数量
		1 農産物に貼付 2 包装容器に貼付または印刷 3 包装箱に貼付または印刷 4 ポスター、チラシ、ワッペン、名刺 5 ホームページ等の web 利用 6 その他 （ ）		
		1 農産物に貼付 2 包装容器に貼付または印刷 3 包装箱に貼付または印刷 4 ポスター、チラシ、ワッペン、名刺 5 ホームページ等の web 利用 6 その他 （ ）		

- 注1) エコマークの使い方は該当する項目をすべて○で囲んでください。
- 注2) 使用期間は、原則、環境負荷低減事業活動の実施期間の範囲内とします。
- 注3) 主な出荷先は、卸売市場（荷受け業者名）等を、主な小売店舗は、わかる範囲で具体的（〇〇スーパー△△店）に記入してください。
- 注4) 出荷期間及び数量は見込みで記入し、数量の単位を記載してください。
- 注5) この届出は、住所地を管轄する農業支援センターに提出してください。
- 注6) 使用しようとするエコマークの原案を添付してください。

様式第1-2号 (要領第4)

年 月 日

徳島県知事殿  
(地域農業支援センター経由)

住 所  
電 話  
氏 名  
認定番号

徳島県エコファーマーマーク使用廃止届

年 月 日に提出した徳島県エコファーマーマーク使用届出書について、次の理由によりエコマークの使用を廃止します。

廃止の理由

[Empty space for the reason of cancellation]

様式第2号（要領第4の2）

第 号  
年 月 日

氏 名

徳島県知事

徳島県エコファーマーマーク使用届出書の受理について

年 月 日付けで届出のあった徳島県エコファーマーマーク使用届出書については、徳島県エコファーマーマーク制定要領第4の2に基づき受理しました。

エコファーマー認定番号 ○○○○

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
電 話  
氏 名  
認定番号

徳島県エコファーマーマーク使用状況報告書

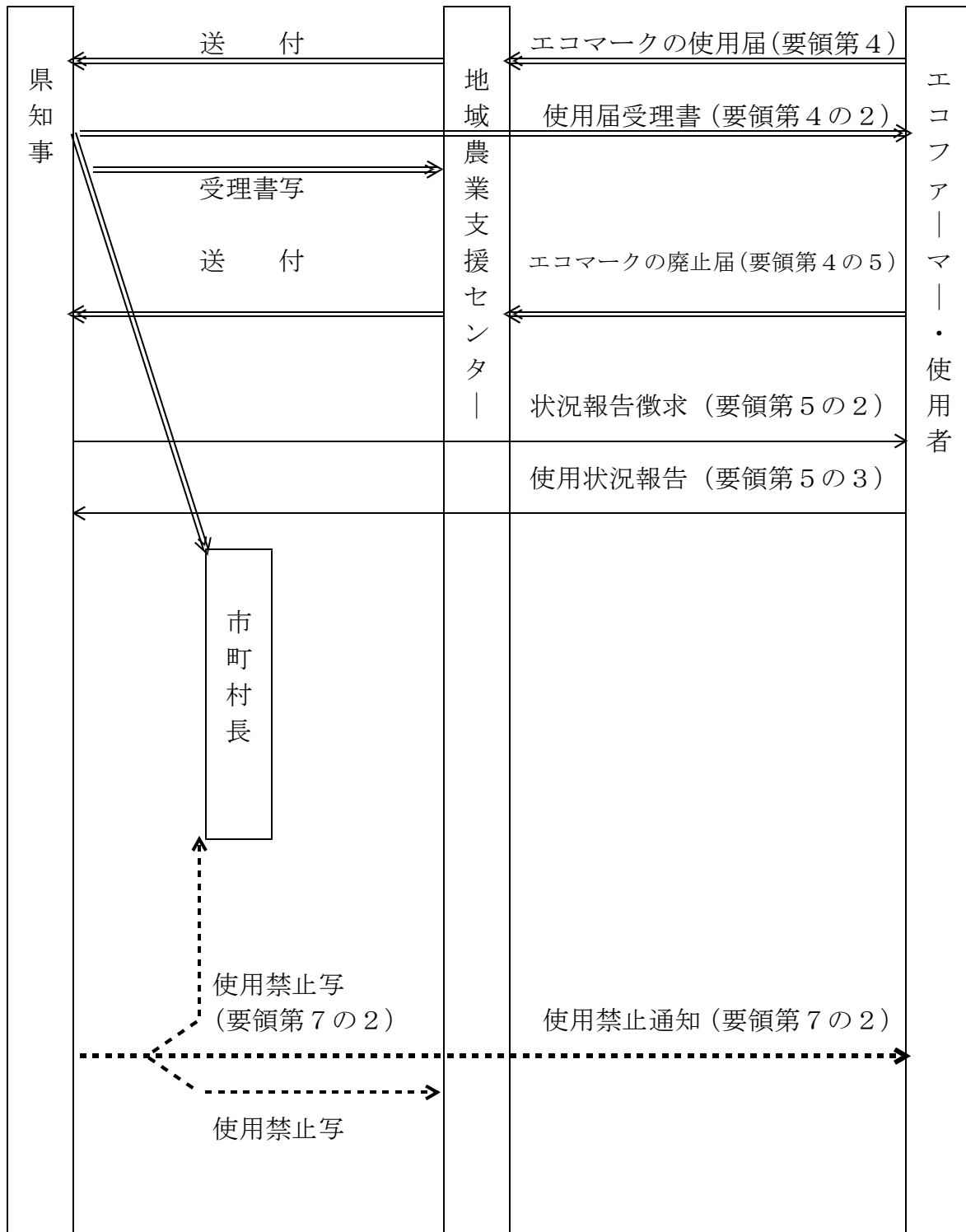
年 月 日に提出した徳島県エコファーマーマーク使用届出書について、次のとおりマークの使用状況を報告します。

エコマーク使用 農産物名	使用期間	エコマークの使い方	主な出荷先と主な小 売店舗（店舗名）等	出荷期間 及び数量
		1 農産物に貼付 2 包装容器に貼付または印刷 3 包装箱に貼付または印刷 4 ポスター、チラシ、ワッペン、名刺 5 ホームページ等の web 利用 6 その他 ( )		
		1 農産物に貼付 2 包装容器に貼付または印刷 3 包装箱に貼付または印刷 4 ポスター、チラシ、ワッペン、名刺 5 ホームページ等の web 利用 6 その他 ( )		

- 注1) 実際に使用したエコマークを添付してください。
- 注2) エコマークの使い方は該当する項目をすべて○で囲んでください。
- 注3) 主な出荷先は、卸売市場（荷受け業者名）等を、主な小売店舗は、わかる範囲で具体的（〇〇スーパー△△店）に記入してください。
- 注4) 栽培記録（参考2の項目を参照の上作成してください）を添付すること

(参考1)

徳島県エコファーマーマーク制定要領に関する手続きフロー図





参考2 栽培記録参考様式

氏名 \_\_\_\_\_  
 農作物名 \_\_\_\_\_

1 ほ場の情報

ほ場 No	播種月日	定植月日	堆肥・土壌改良材名	10 a あたり投入量(ト)	備考
			----- -----	----- -----	
			----- -----	----- -----	
			----- -----	----- -----	

2 化学資材使用の情報 (ほ場ごと等に違う場合は、ほ場ごとに作成してください)

使用月日	肥料名	10a 使用量	使用月日	農薬名	10a 使用量

- 1 作型ごとに作成してください。
- 2 同じ作型で段まきの場合は、ほ場ごと等に作成してください。
- 3 この記録は、出荷が終わった日から2年間保管してください。

### 参考3 徳島県エコファーマーマーク一問一答

問1 エコマーク制定の趣旨はどのようなことですか。

答 エコファーマーは、5年後を目標とした計画について知事の認定を受けたものです。エコマークは、エコファーマーが行う農業生産の方法を消費者に情報提供し、消費者の理解と支援を得ようとするものです。

問2 エコマークの氏名、認定番号、主な導入技術の文字の大きさについて規定はありますか。

答 規定はありませんが、各々の情報が十分に伝わるように各自で工夫をしてください。

問3 エコマークの色は適宜変更してもかまいませんか。

答 配色は定めていますが、印刷等の都合で適宜変更することを認めます。

問4 エコマーク使用者の住所や電話番号をどうしても公開しなければなりませんか。

答 使用者が特に希望した場合は、県のホームページで公開は行いませんが、消費者等から照会があった場合は、情報提供することにします。

問5 計画に沿って生産した農産物について、化学資材の使用回数等が遵守されなかった場合の取り扱いはどうなりますか。

答 使用届は収穫開始前に行いますが、その後使用回数等が守れなくなった段階で、エコマークの使用を取りやめてください。

問6 出荷者全員がエコファーマーの認定を受けた生産部会が、エコマークを使用するときは、どのような手続きになりますか。

答 要領に定める使用届出等を行うのは、生産部会の会長とすることができます。この場合は、会長は、出荷に参加するエコファーマーに要領を熟知させるとともに、参加するエコファーマーの一覧表を添付して提出してください。

問7 知事はどのような場合に状況報告を求めるのですか。

答 導入計画の達成やエコマークの適正な使用を進める上で、使用者の栽培管理の状況を把握する必要がある場合に行います。

問8 加工品へのエコマーク使用はどういう場合に可能ですか。

答 エコマークは、エコファーマーの活動をマークの貼付等を通じて発信するためのものです。  
従って、加工に使用する農産物原料全てが、エコマークを表示できる農産物で、エコファーマー自身がエコマークを使用する場合に限り可能とします。

問9 第三者がPR等でエコマークを使用する場合はどうすればいいですか。

答 対象・目的・方法等について予め県の了解をとるようにしてください。



徳島県知事認定